

埼玉県の大気規制

(固定発生源)

< 粉じん発生施設関係 >



埼玉県のマスコット さいたまもち

平成30年9月

埼玉県環境部大気環境課

目次

◆ 用語の説明	1
I 粉じん規制の体系	2
II 粉じんに係る規制	3
1 規制対象施設の種類	3
2 構造等の基準	5
3 届出等の種類	6
III 届出の流れ	8
IV 届出書の作成	9
◆ 問合せ先	9
◆ 事務所案内図	10

◆用語の説明

1 一般粉じん（条例では、粉じんとよぶ）

鉱物や岩石の破砕、選別等の機械的処理又は鉱物や土砂の堆積に伴い発生し、又は飛散する物質。

2 一般（指定）粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設

工場又は事業場（鉱山保安法に定める鉱山を除く。）に設置され、一般粉じん（粉じん）、特定粉じんを発生及び排出又は飛散し、その排出されたものが大気汚染の原因となる施設（ベルトコンベア、破砕機等）で、一定規模以上のもの。

3 工場・事業場

工場とは、継続的に物の製造又は加工のために使用される事業所をいい、工場以外の事業所を事業場という。

例) 工場：鋳物工場、食料品製造工場等

事業場：学校、病院、ごみ処理場等

4 $m^3 N/時$ (又は、 $Nm^3/時$)

温度が摂氏0度であって、圧力が1気圧の状態（Normal：標準状態）に換算した場合の1時間当たりのガス量を表す単位。

I 粉じん規制の体系

1 大気汚染防止法

規制対象物質	対象施設・作業の種類	設置者の義務等	規制措置等
一般粉じん	一般粉じん発生施設 (p.3 表-1 参照)	①各種届出 (p.6 参照) ②構造等の基準遵守 (p.5 参照)	〈構造等の基準〉 ・基準適合命令等 (p.5 参照)

2 埼玉県生活環境保全条例 (大気関係)

規制対象物質	対象施設の種類	設置者の義務等	規制措置等
粉 じ ん	指定粉じん発生施設 (p.4 表-2 参照)	①各種届出 (p.7 参照) ②構造等の基準遵守 (p.5 参照)	〈構造等の基準〉 ・基準適合命令等 (p.5 参照)

Ⅱ 粉じんに係る規制

1 規制対象施設の種類の種類

表-1 一般粉じん発生施設一覧表（大気汚染防止法：施行令別表第2）

項番号	施設の種類の種類	規制対象規模
1	コークス炉	原料の処理能力 50 t/日以上
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。） 又は土石の堆積場	面積 1,000 m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石 又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅 75 cm以上 バケットの内容積 0.03m ³ 以上
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に 供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のもの を除く。）	原動機の定格出力 75kW 以上
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するもの に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力 15kW 以上

- 【注】 1 「**鉱物**」とは、鉱業法第3条第1項に規定する鉱物及びこれに類するボーキサイト、岩塩等の国内に産しない鉱物並びにコークス、硫酸焼鉱、鉱石のペレット、化学石こう、カーバイド、アスファルト等をいう。
- 2 「**岩石**」とは、採石法第2条に規定する岩石をいう。
- 3 「**土石**」とは、「**鉱物**」又は「**岩石**」以外のものであって、埋め立て用の土砂、コンクリート、石炭灰、海砂、残土等をいう。（岩石を破碎したものは土石に該当する。）
- 以上、表-2 指定粉じん発生施設（埼玉県生活環境保全条例）においても同様。

一般粉じん発生施設の解釈について

(1) コークス炉

- ・施設は一炉団（通常、石炭等により分離された一連の炉室の集合）単位とする。したがって、原料処理能力は一炉団あたりの一日の能力である。
- ・石炭を原料とするもののほか、石油、ピッチを原料とするものについても適用する。

(2) 堆積場

- ・堆積場が区画されている場合であっても連続しているものは1施設とする。2種類以上の鉱物又は土石が区画されて堆積される場合であっても連続しているものは1施設とする。
- ・建設現場などにおいて、長期にわたって使用される堆積場は原則として対象となる。
- ・鉱物又は土石以外のものの用途に供される置き場、倉庫等に臨時的に鉱物又は土石が堆積される場合は対象とならない。

(3) 破碎機等

- ・ふるいとは、振動ふるい、トロンメル等をいう。
- ・密閉構造とは、発生した粉じんが施設外の大気中に排出しない構造をいう。例えばバッチ式の完全密閉、ウォーター・タイト構造、あるいは挿入口、排出口に続く施設の担当部分がカバーされているものが該当する。
- ・連続した数台のベルトコンベアからなるコンベアラインの場合は、ホッパー、破碎機等の施設で区切られ、定置された一連のコンベア単基の集合を全体として1施設とする。

(4) その他（コンクリートを扱う施設について）

- ・コンクリートを扱う施設では、コンクリートは「**土石**」に該当するため、次のような取り扱いとなる。
- ・“ふるい”“摩砕機”及び大気汚染防止法施行令別表第2の表4の項に掲げる“破碎機”は、土石については対象としていないため、該当しない。
- ・堆積場、ベルトコンベア及びバケットコンベアは、「**土石**」について規制しているため、規模により一般粉じん発生施設（指定粉じん発生施設）となる。

- ・埼玉県生活環境保全条例別表第2第3号の表4の項に掲げる“破砕機”は「コンクリート」について規制しているため、規模により指定粉じん発生施設となる。
- ・また、レンガ、陶磁器、瓦等についてもコンクリートと同様であるが、これらが不純物程度に混入している場合はこの限りではない。

表-2 指定粉じん発生施設一覧表（埼玉県生活環境保全条例：条例別表第2第3号）

項番号	施設の種類	規制対象規模
1	鉱物（コークスを含み石綿を除く。以下この表において同じ。）又は土石のたい積場	面積 500 m ² 以上 1,000 m ² 未満
2	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅 40 cm以上 75 cm未満 バケットの内容積 0.01m ³ 以上 0.03m ³ 未満
3	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力 7.5kW 以上 75kW 未満
4	破砕機（コンクリートの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力 7.5kW 以上
5	分級機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力 7.5kW 以上
6	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力 7.5kW 以上 15kW 未満
7	セメントの製造の用に供するクリンカークーラー	すべての施設
8	セメントの製造又は加工の用に供するホッパー及びバッチャープラント	

指定粉じん発生施設の解釈について

(1) セメントの製造の用に供するクリンカークーラー

- ・セメント工場において焼成炉で製造されたクリンカーを空気冷却するもの。

(2) セメントの製造又は加工の用に供するホッパー及びバッチャープラント

- ・ホッパーとは、原材料等の一時貯蔵又は粉碎機等への供給装置としての目的を持った漏斗状の容器である。
- ・バッチャープラントとは、コンクリートを構成する諸材料を集合貯蔵し、所定配合量ずつ計量して、コンクリートミキサーに投入混練し、所要のコンクリートを製造するプラントをいう。

2 構造等の基準

一般(指定)粉じん発生施設に該当した場合、表-3に示す構造等の基準を遵守する必要があります。

表-3 一般(指定)粉じん発生施設の構造等の基準(大気汚染防止法:施行規則別表第6)
(埼玉県生活環境保全条例:施行規則別表第6)

項番号	粉じん発生施設の種類	構造等の基準
法-1	コークス炉	1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又は、これらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
法-2	堆積場 (たい積場)	粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。
条-1		1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーで覆われていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
法-3	ベルトコンベア 及び バケットコンベア	粉じんが飛散するおそれがある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。
条-2		1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーで覆われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
法-4	破砕機及び摩砕機	次の各号のいずれかに該当すること。
条-3		
条-4	分級機	1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。
法-5		
法-5	ふるい	4 防じんカバーで覆われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
条-6		
条-8	ホッパー及び パッチャープラント	
条-7	クリンカークーラー	バッグフィルター又はこれと同等以上の性能を有する処理施設が設けられていること。

◎基準適合命令等

構造等の基準を遵守していない施設の設置者は、基準への適合又は施設使用の一時停止を命じられることがあります。

3 届出等の種類

(1) 大気汚染防止法に基づく届出

§ 一般粉じん発生施設

設置(使用)届 一般粉じん発生施設を設置しようとする場合、 事前に 届け出なければならない。 また、既設の施設が法の改正により、新たに一般粉じん発生施設となった場合、規制対象となった日から30日以内に届け出なければならない。
変更届 設置又は使用の届出をした者が、一般粉じん発生施設の構造、使用及び管理の方法を変更しようとする場合、 事前に 届け出なければならない。
氏名(名称、住所、所在地)等変更届 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在地を変更した場合、変更後30日以内に届け出なければならない。
使用廃止届 施設の使用を廃止した場合、廃止後30日以内に届け出なければならない。
承継届 設置又は使用届出をした者の地位を承継(施設の譲り受け又は借り受け、相続又は合併)した場合、承継後30日以内に届け出なければならない。

備考 届出書等の提出部数は**2部**です。ただし、届出者の控えとして必要な場合は余部を添えて提出してください。

届出の種類	届出書の様式	添付書類
設置届	様式第3 一般粉じん発生施設設置(使用、変更)届出書 ・別紙1～4 一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法 別紙1 コークス炉 別紙2 堆積場 別紙3 コンベア 別紙4 破砕機等 (別紙1～4に該当するもの)	コークス炉・コンベア・破砕機等の場合 ①一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置(フードを含む)の構造とその主要寸法を記入した概要図 ②一般粉じん発生施設及び処理又は飛散防止施設の配置図 ③一般粉じんの発生及び処理に係る操業の系統の概要を説明する書類 堆積場の場合 ①一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止用の装置の構造とその主要寸法を記入した概要図 ② } 上記と同じ ③ }
使用届		
変更届		上記添付書類のうち当該変更に関係するもの
氏名等変更届	様式第4 氏名等(名称、住所、所在地)変更届出書	なし
使用廃止届	様式第5 一般粉じん発生施設使用廃止届出書	
承継届	様式第6 承継届出書	

(2) 埼玉県生活環境保全条例に基づく届出

§ 指定粉じん発生施設

<p>設置（使用）届 指定粉じん発生施設を設置しようとする場合、事前に届け出なければならない。 また、既設の施設が条例の改正により新たに指定粉じん発生施設となった場合、規制対象となった日から30日以内に届け出なければならない。</p>
<p>変更届 設置又は使用の届出をした者が、指定粉じん発生施設の構造又は使用及び管理の方法若しくは粉じんの処理の方法を変更しようとする場合、事前に届け出なければならない。</p>
<p>氏名等(名称、住所、所在地)変更届 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在地を変更した場合、変更後30日以内に届け出なければならない。</p>
<p>使用廃止届 施設の使用を廃止した場合、廃止後30日以内に届け出なければならない。(休止の場合は不要)</p>
<p>承継届 設置又は使用届出をした者の地位を承継（施設の譲り受け又は借り受け、相続又は合併）した場合、承継後30日以内に届け出なければならない。</p>

備考 届出書等の提出部数は**2部**です。ただし、届出者の控えとして必要な場合は余部を添えて提出してください。

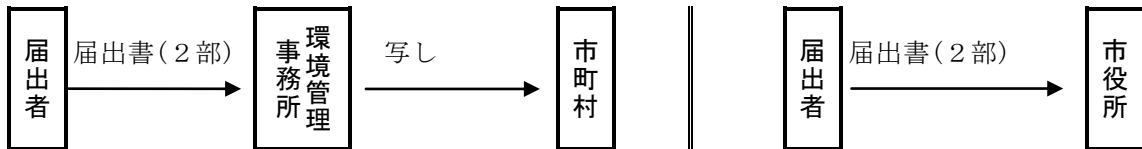
届出の種類	届出書の様式	添付書類
設置届	<p>様式第10号 指定粉じん発生施設設置 (使用、変更)届出書 ・別紙1～3 指定粉じん発生施設の構造 並びに使用及び管理の方法</p> <p>別紙1 たい積場 別紙2 コンベア 別紙3 破砕機等</p> <p>(別紙1～3に該当するもの)</p>	<p>たい積場の場合</p> <p>①指定粉じん発生施設及び粉じんの飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記載した概要図 ②指定粉じん発生施設及び処理又は飛散防止施設の配置図 ③指定粉じんの発生及び処理に係る操業の系統の概要を説明する書類 ④工場又は事業所までの案内略図</p>
使用届		<p>コンベア・破砕機等の場合</p> <p>①指定粉じん発生施設及び粉じんの処理又は防止のための装置(フードを含む)の構造とその主要寸法を記載した概要図 ② } ③ } 上記と同じ ④ }</p>
変更届		<p>上記添付書類のうち当該変更に関するもの</p>
氏名等変更届	<p>様式第18号 氏名(名称、住所、所在地) 変更届出書</p>	なし
使用廃止届	<p>様式第19号 指定粉じん発生施設 使用廃止届出書</p>	
承継届	<p>様式第20号 承継届出書</p>	

Ⅲ 届出の流れ

・届出書等は、下記の場合以外は管轄する環境管理事務所（p10 参照）に持参し提出してください。

1 一般粉じん発生施設設置（使用・変更）届、氏名等変更届、使用廃止届、承継届

・さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市、熊谷市、春日部市及び草加市に工場及び事業場が所在する場合、また、上尾市及び久喜市に事業場が所在する場合は各市の環境担当課に持参し提出してください（事務が移譲されているため）。



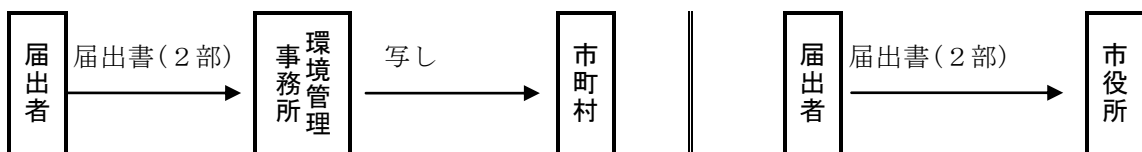
① ②及び③以外の工場及び事業場

② さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市、熊谷市、春日部市及び草加市にある工場及び事業場

③ 上尾市及び久喜市にある事業場

2、指定粉じん発生施設設置（使用・変更）届、氏名等変更届、使用廃止届、承継届

・さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市、熊谷市、春日部市及び草加市に工場及び事業場が所在する場合、また、上尾市及び久喜市に事業場が所在する場合は各市の環境担当課に持参し提出してください（事務が移譲されているため）。



① ②及び③以外の工場及び事業場

② さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市、熊谷市、春日部市及び草加市にある工場及び事業場

③ 春日部市、上尾市及び久喜市にある事業場

・届出書等の提出部数は**2部**です。ただし、届出者の控えとして必要な場合は余部を添えて提出してください。

3、その他、次の施設についての届出は、それぞれの法律の相当規定の定めるところにより、それぞれの行政機関の長へ行ってください。

- (1) 電気事業法に規定する電気工作物
関東東北産業保安監督部 電力安全課（電話：048-600-0391（直通））
- (2) ガス事業法に規定するガス工作物
関東東北産業保安監督部 保安課（電話：048-600-0416（直通））
- (3) 鉱山保安法に規定する施設
関東東北産業保安監督部 鉱害防止課（電話：048-600-0446（直通））

IV 届出書の作成

1 届出に係る留意事項

- (1) 届出者は、法人の場合は必ず法人の代表者であること。工場長等の代理人が届出者になる場合は、委任状の添付が必要です。
- (2) 同時に2種類以上の施設を設置する場合、届出書は施設の種類ごとの作成が必要となります。(例：堆積場とベルトコンベアとふるい)
- (3) 同時に1種類の施設を複数設置する場合には、規模が異なっても同一の届出書で差し支えありません。
- (4) 予備施設、休止施設等のほとんど使用しない施設であっても、届出は必要です。

2 届出書記入上の注意

使用廃止届及び承継届の「施設の種類」欄には、施設番号など対象施設が特定できるように記入して下さい。

問合せ先

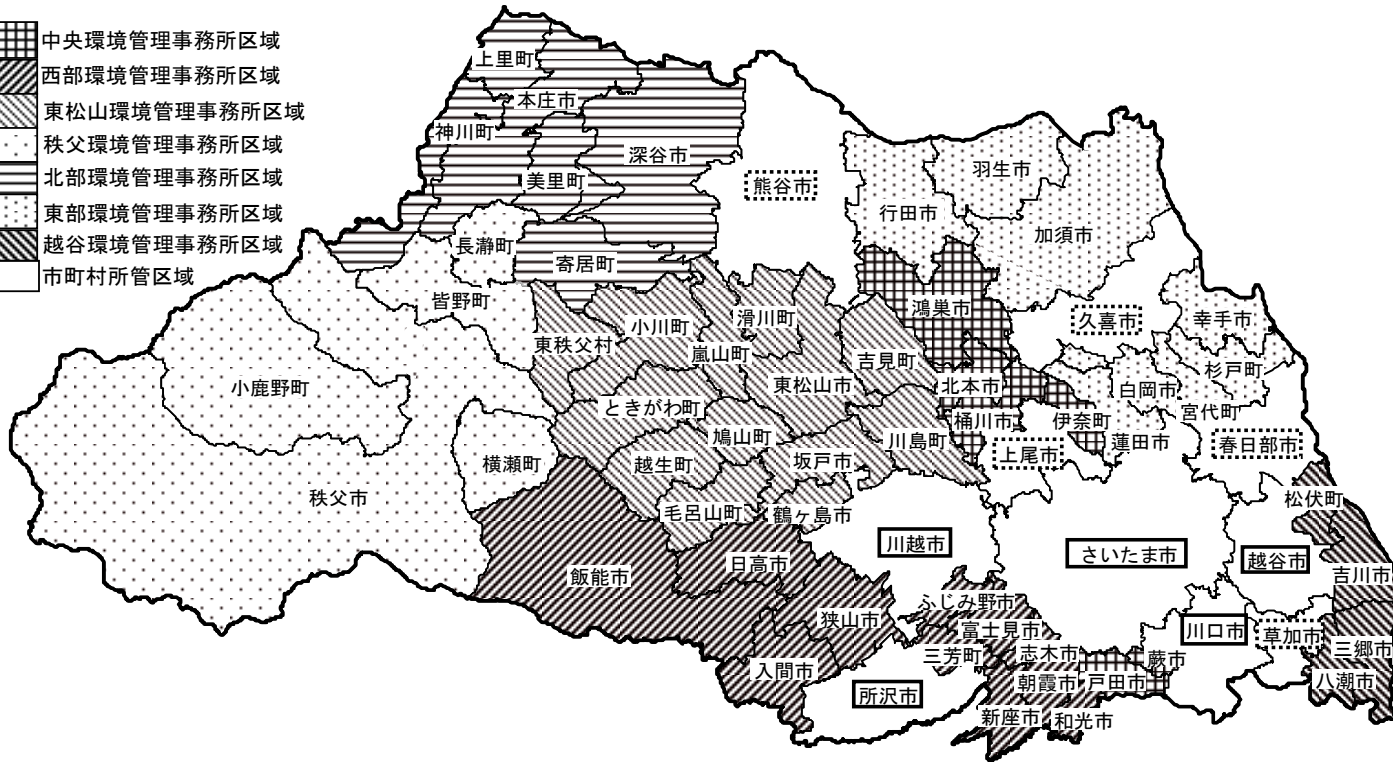
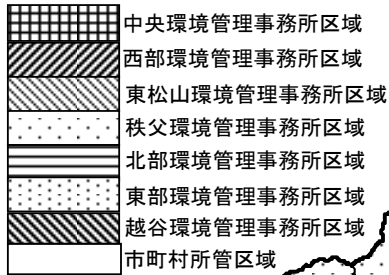
(1) 県環境部大気環境課(048-830-3058)又は各環境管理事務所

環境管理事務所	所在地	電話番号
中央環境管理事務所	さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 (浦和合同庁舎)	048-822-5199
西部環境管理事務所	川越市新宿町1-17-17 (ウェスタ川越公共施設棟)	049-244-1250
東松山環境管理事務所	東松山市六軒町 5-1 (東松山地方庁舎)	0493-23-4050
秩父環境管理事務所	秩父市東町 29-20 (秩父地方庁舎)	0494-23-1511
北部環境管理事務所	熊谷市末広 3-9-1 (熊谷地方庁舎)	048-523-2800
越谷環境管理事務所	越谷市越ヶ谷 4-2-82 (越谷合同庁舎)	048-966-2311
東部環境管理事務所	北葛飾郡杉戸町清地 5-4-10	0480-34-4011

(2) 市

市及び担当名	所在地	電話番号	備考
さいたま市 環境対策課	さいたま市浦和区常盤6-4-4	048-829-1330	
川越市 環境対策課	川越市元町 1-3-1	049-224-8811(代表)	
川口市 環境保全課	川口市朝日4-21-33朝日環境センター内	048-228-5389	
所沢市 環境対策課	所沢市並木 1-1-1	04-2998-9230	
越谷市 環境政策課	越谷市越ヶ谷 4-2-1	048-963-9186	
熊谷市 環境政策課	熊谷市江南中央1-1	048-536-1521(代表)	
春日部市 環境政策課	春日部市中央 6-2	048-736-1111(代表)	
上尾市 生活環境課	上尾市本町 3-1-1	048-775-6940	(注1)
草加市 環境課	草加市高砂 1-1-1	048-922-0151(代表)	
久喜市 環境課 環境保全係	久喜市菖蒲町新堀38	0480-85-1111(代表)	(注1)

(注1) 工場以外の事業所に係る事務を行います。



さいたま市環境対策課
 さいたま市浦和区常盤6-4-4
 TEL:048-829-1330

川越市環境対策課
 川越市元町1-3-1
 TEL:049-224-5894

熊谷市環境政策課
 熊谷市江南中央1-1
 TEL:048-536-1521(代表)

川口市環境保全課
 川口市朝日4-21-33
 (朝日環境センター内)
 TEL:048-228-5389

所沢市環境対策課
 所沢市並木1-1-1
 TEL:04-2998-9230

春日部市環境政策課
 春日部市中央6-6-11
 TEL:048-736-1111(代表)

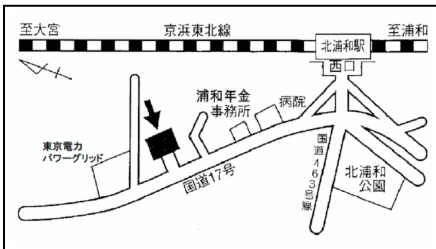
上尾市生活環境課(事業場のみ)
 上尾市本町3-1-1
 TEL:048-775-6940

草加市環境課
 草加市高砂1-1-1
 TEL:048-922-1520

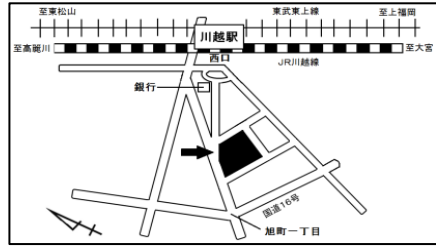
越谷市環境政策課
 越谷市越ヶ谷4-2-1
 TEL:048-963-9186

久喜市環境課(事業場のみ)
 久喜市菖蒲町新堀38
 TEL:0480-85-1111(代表)

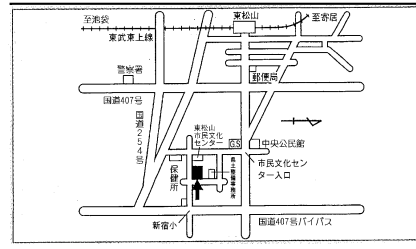
中央環境管理事務所
 (京浜東北線北浦和駅徒歩10分)
 さいたま市浦和区北浦和5-6-5
 TEL:048-822-5199



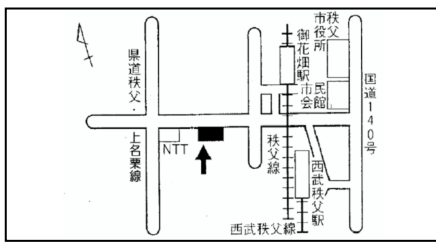
西部環境管理事務所
 (川越線・東武東上線川越駅徒歩5分)
 川越市新宿町1-17-17ウエスタ川越公共施設棟
 TEL:049-244-1250



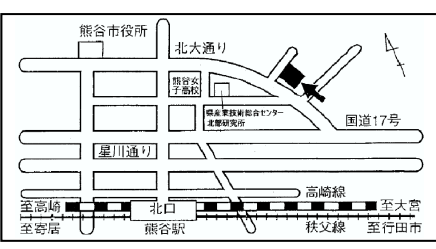
東松山環境管理事務所
 (東武東上線東松山駅徒歩20分)
 東松山市六軒町5-1
 TEL:0493-23-4050



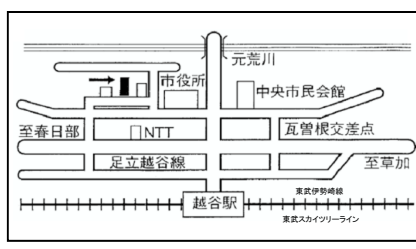
秩父環境管理事務所
 (秩父鉄道御花畑駅・西武秩父線西武秩父駅徒歩5分)
 秩父市東町29-20
 TEL:0494-23-1511



北部環境管理事務所
 (高崎線熊谷駅徒歩15分)
 熊谷市末広3-9-1
 TEL:048-523-2800



越谷環境管理事務所
 (東武伊勢崎線越谷駅徒歩10分)
 越谷市越ヶ谷4-2-82
 TEL:048-966-2311



東部環境管理事務所
 (東武伊勢崎線東武動物公園駅徒歩20分)
 杉戸町清地5-4-10
 TEL:0480-34-4011

